

東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラムに関する誓約書

東京大学グローバルキャンパス推進本部長 殿

年 月 日

学部/研究科・学年 学籍番号

氏名 署名

私は、東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラム（2019 AEARU Innovation & Entrepreneurship Winter Program @ NTU X NCTU）に申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約するとともに、本誓約書にしたがい帰国命令処分等を受けても不服を申し立てません。

I. 遵守事項

1. 参加にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
2. 参加者として選抜された後においては、正当と認められる理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ出願すること。
3. プログラム参加に必要な諸手続き（派遣先機関等に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における手続、費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
4. プログラム参加中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入すること（加入に要する経費は自己負担となる）。
5. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。
6. 滞在国（地域）と日本の法令、およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。（日本で禁止されている薬物の使用、飲酒制限など）
7. 滞在国（地域）では、不必要に危険な行為はしないこと。
8. プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。
9. 申請にあたって東京大学（所属学部・研究科及び本部国際交流課）が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力（留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。

II. 帰国命令及び奨学金の停止

1. 東京大学は、次の(1)～(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。
 - (1) I の遵守事項に違反した場合
 - (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合
 - (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合
 - (5) 成業の見込みがないと判断された場合
 - (6) 派遣先機関が所在する国（地域）の治安・状況が悪化した場合
2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。

III. 東京大学が責任を負わない損害

プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。

- (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。
- (2) 正課外の活動（自由時間、休日等）により生じた損害。
- (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
- (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
- (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
- (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。

—以下は未成年（申請時年齢 20 歳未満）のみを対象とする—

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人等氏名： 印 続柄（関係）

保証人等住所：

電話番号： E-mail：

記入された保証人等の個人情報は、プログラム実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。